

平成29年(ヲ)第789号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立て一部決定に対する保全抗告
事件

(原審:横浜地方裁判所平成28年(モ)第4061号

基本事件:横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号 仮処分命令申立事
件)

抗告人及び相手方(債権者) 部落解放同盟 外5名

抗告人及び相手方(債務者) 宮部龍彦

保全抗告準備書面(2)

平成29年8月14日

東京高等裁判所第15民事部 御中

抗告人及び相手方(債務者) 宮 部 龍 彦

いわゆる「丑松根性」云々について、御庁から説明を促されたので、その点について説明する。

なお、債務者は1つの部落の事例を全ての部落のことであるかのように一般化されることを望まないし、全てが裏付けのある話ばかりではないので、個人的な体験について説明することを控えてきたが、関連事件で債権者らの個人的な体験の陳述で債権者らが「被差別部落出身者」と認定された経緯があるので、本書面ではあえて債務者の個人的な体験について説明する。

1 「部落解放同盟関係人物一覧」が削除されるまでの経緯の補足

債務者は平成28年3月8日に新宿で部落解放同盟中央本部の西島藤彦書記長

と大西聡事務長と面談を行い、「全国部落調査」の公開中止を要請されたが、「部落解放同盟関係人物一覧」の話は一切出なかった(乙94)。

債務者が「部落解放同盟関係人物一覧」に気づいたのは平成28年3月26日に仮処分申立書が届いた時点であるが、同時に「部落解放同盟関係人物一覧」等の削除の申立てが取り下げられている(乙95, 96)。そして、改めて「部落解放同盟関係人物一覧」を削除せよという趣旨の仮処分申立書が届いたのは平成28年4月9日のことであり、このため平成28年4月9日より前に債務者が何らかの対処をしなければならないと認識することは不可能であった。

その後、「部落解放同盟関係人物一覧」はおそらくそのページの作成者と思われる者によって削除された。

2 解放同盟が行ってきた「アウティング」について

図書館などにある解放同盟の出版物に部落の地名が記載されているものについて、原決定や債権者は地域が限定されているだとか、研究に必要な範囲だから良いとか、自ら出自を明らかにするのとアウティングは違うと言った様々な正当化を行うが、それらは後付けされた「言い訳」に過ぎないし、なおかつ虚偽がある。

そもそもの問題として、地名は個人の人格と結びつくものではなく、地名を明らかにすることに「自ら」も何もないはずである。それにも関わらず、地名を個人と結びつけて同和地区出身者を認定した原決定こそ、部落に住んだ経歴がある者を公権力によって同和地区出身者と決めつけて、その事実を暴露したアウティングである。

さらに、解放同盟は、部落の名前を出版物で公表するだけでなく、部落出身を明かすことを個人に強制するという、文字通りのアウティングをしてきた。

特に顕著なのが狭山同盟休校で、乙42号証にある通り解放同盟は同盟休校に

参加した部落の子供の写真を出版物に掲載し、狭山同盟休校に参加することは「部落民宣言」をすることと同じで、それを半ば子供に強制したことを記録として残している。

さらに、乙97号証68頁にある通り、小学校で、部落の子供がいる前でどこが部落なのか明らかにし、そのことを公言するように推奨する指導が学校で行われていた。

債務者は乙97号証に出て来る美和小学校と江山中学校の卒業生であり、部落民宣言をさせられた児童や、部落民宣言に関わった教師から、後に当時の実情を詳しく聞いている。

部落民宣言をさせられた児童だった人によれば、明らかに「強制」だったということで、泣こうが喚こうが拒否できる余地はなかったということである。

教師によれば、このような事が行われた背景は、やはり狭山同盟休校がきっかけだったということである。

狭山同盟休校が行われる前は、学校は教育基本法により政治的中立を守る方針であり、また同和教育の目的は部落の児童生徒の学力向上と部落内外の仲間づくりが目的ということで、誰が部落の子供かということをあえて明らかにすることはしなかったということである。しかし、解放同盟による狭山同盟休校が行われると、部落の子供が学校を休むことで誰が部落の子供か知れ渡ることになるので、当初は学校や教育委員会で解放同盟のやり方に対する反発があったということである。

実際、長野県松本市など、教育委員会が同盟休校を断固阻止した地域もあった。しかし、鳥取の場合は県教育委員会が同盟休校を黙認してしまい、それ以来露骨に解放同盟の政治的方針が学校に持ち込まれ、学校で部落民宣言が行われるようになった。

部落民宣言が、仮に1人の子供の意思で行われたとしても、それはその子の個

人的な問題では済まない現場の教師は認識していたという。なぜなら、誰がどこに住んでいるか子供は知っているので、1人でも部落民宣言を行えば、その子供の住む場所が部落だと知れ渡ってしまい、その部落の子供全員（正確には同じ登校班の子供全員）が部落民宣言を行うのと同じことになってしまうからである。

部落民宣言は部落の子供がいる全てのクラスで行われたわけではなく、いじめ等でクラスが荒れていた場合、保護者から抗議があった場合は一切行わなかったということである。

当然、教師の間でもこのような事を行うことに疑問の声が出て、一度隣保館で解放同盟との話し合いがあった時に、部落民宣言を子供に強制することはよくないのではないかと言ったところ「先生は差別される者のことが分かっとらん」と言いながら、涙をボロボロ流して泣き落とされたという。

しかし、国の同和事業が終わった辺りから、このような授業は徐々に行われなくなった。一番の理由は保護者から学校に抗議が来るためである。それどころか、鳥取県には部落があるという事さえ授業では教えなくなったという。なぜなら、そのような事を教えればどこが部落なのか子供が興味を持つし、調べれば結局分かることなので、誰が部落の子供かといった噂だけがあやふやなまま広がってしまい、教師が説明に窮するからである。

部落民宣言は鳥取県以外でも行われた。例えば高知県では解放同盟が教育委員会に介入し、部落民宣言を教育に取り入れるように圧力をかけた、いわゆる「一ツ橋小学校事件」があった(乙98)。

3 地名で「部落民」を判断することはできないことについて

この点、債務者の出身地を例に具体的に説明する。

全国部落調査に掲載されている「鳥取県気高郡美穂村下味野」は、現在の「鳥

取県鳥取市下味野」であるが、下味野という行政区画には篠田、和光団地（鳥取刑務所の職員寮）、下味野（最近まで「西下味野」と呼称されていたので、混同を防ぐために以降はこの呼称を用いる）、下味野1～4区という自治会がある。

下味野は、近世は「因幡国高草郡下味野村」であり、当時からその中に複数の集落があった。因幡誌（乙28）によれば「穢多村」であったのは、その中でも「赤池」と呼ばれた集落であり、現在の下味野1～4区（以降「旧赤池」という）がそれに相当する。そして、因幡誌にある「本村」がいわゆる「西下味野」である。

因幡誌によれば1795年の時点で本村40軒、穢多村27軒とある。それが、1897年の記録ではいわゆる部落民の戸数が103軒と急増している。全国部落調査が行われた1935年は122軒で、戦後はさらに増えて1997年には236軒とされている。一方、債務者が知る限り西下味野の戸数は現在も50軒程度であり増えていない。

旧赤池の戸数は分家により増えたわけではなく、明治維新のあった1868年以後、千代川の河川改修の仕事を求めて、旧赤池に多くの人に移住してきたためである。戦後もどんどん増えて、債務者が小学生の頃も県外から下味野の同和地区に移住してきたという転校生がいた。従って、旧赤池の住民のほとんどは「穢多」の子孫ではないと考えられる。債務者が住民に聞いたところでも、先祖の身分を知っている人などまずいないし、「部落民」ということについても本音では「身に覚えのないこと」と明かす住民が多い。

「赤池」という地名は、豊臣秀吉による鳥取城の兵糧攻め（いわゆる「鳥取の飢え殺し」）の際に秀吉の囲みを破って援軍を呼びに行った「赤池助左衛門」という侍がこの地に住んでいたことに由来している。秀吉に負けたために穢多に落とされたという説があるが、債務者はその説は信憑性がないと思っている。

因幡誌によれば、赤池の起源は、安土桃山時代に現在の鳥取市服部から菖蒲

の辺りの千代川沿いにあった村が洪水で流され、現在の場所に移住した避難民の村という説がある。実際、鳥取市の防災マップを見ると現在は田んぼになっている服部から菖蒲にかけての千代川沿いは最も洪水の危険が高い場所であり、そこからよりましな場所に移ったという説には説得力がある。ただし、現在の場所も決して条件の良い場所ではなく、債務者が子供の頃は大雨が降る度に田んぼがプールのようにになっていた。

いずれにしても、何か特別な仕事をしていたとか、罪人だから穢多に落とされたといった根拠はなく、貧乏のために蔑視されるようになったという可能性が最も高いと考えられる。

先述のとおり「赤池」という地名は人名が由来で、それ自体は蔑視の意味はないのだが、部落の名前として定着するに従って大正時代には「赤池」という呼称が嫌われるようになり、戦後間もない頃は「東」と呼ばれ、同和事業の時代に同和地区名として使われた「下味野」が定着した。

本来は「下味野」と言えば本村のことなのであるが、紛らわしいので美和小学校の登校班の呼称から本村の方が「西下味野」と呼ばれるようになった。

ところが、国の同和事業が終わった後に「西下味野」と言って部落と部落外で呼称を分けるのは差別だと言う者がおり、同和事業の都合で呼び分けられた過去の経緯を知っているほとんどの住民の本音は「今さらバカなことを言うな」ということなのであるが、行政等がそれを真に受けたために「西下味野」という呼称がタブーになって今に至る。

現在の旧赤池は同和事業で道路が整備され、大きな家が立ち並んでいる。建設業者が多く、これはもともと河川改修で集まった人がいたのと、1952年の鳥取大火後の瓦礫の撤去と建設ラッシュによる復興特需、そして2007年頃まで部落解放同盟員が経営する建設業者を鳥取市や鳥取県の公共事業の入札で優遇す

る制度があったことによる。鳥取市内には、もとは下味野をルーツとする建設業者がいくつかある。

一方、篠田と西下味野は未だに狭い道があり、近くに刑務所があり、牛を飼っている農家がある。解放同盟が部落は低位だとか、昔は刑罰に関わる仕事をしていたとか、屠殺が部落産業だといった嘘を言いふらしているのも、それを真に受けた多くの鳥取市民は、旧赤池ではなく篠田と西下味野が部落だと思いこんでいるのが実情である。しかし、篠田と西下味野の住民のほとんどはそんなことは気にしておらず、「篠田と西下味野は部落ではない！ 部落なのは東側だ！」とアピールするような住民は皆無だった。むしろ部落ではないのに同和対策で美味しい思いをした住民がいるのもまた事実である。

旧赤池の具体的な区域は曖昧であり、旧赤池の自治会に属していても、実際の住所は隣の野寺や源太の人がいる。下味野の世帯数は多いので、地元の住民でも誰がどこの自治体に属するか全て把握するのは難しかった。

そのため、西下味野の住民が鳥取市の職員を騙して、同和対策の金で「上味野」にある田んぼの工事をしてもらったことがあった。さらに、西下味野の住民で同和対策の固定資産税減免を受けている者も何人かいたと仄聞している。また、西下味野内の水路は暗渠になっているが、暗渠にするための工事は同和対策の予算で行ったもので、「この水路は同和地区に続いているから」というこじつけで予算を引き出したものである。

部落の中でも言わば「職業差別」があり、公務員が一番偉く、その下が建設業者である。建設業者は仕事を発注してくれる公務員に頭が上がらない一方、本音では公務員を蛇蝎のごとく嫌って影でボロクソに悪口を言っている現実がある。また、債務者が子供の頃は改良住宅に住んでいた母子家庭の子供は他の子供に除け者にされ「貧乏・借り家・借金」と囃し立てられていじめられていた。

債務者はそういう現実をつぶさに見てきたゆえ、「部落民」だから差別に敏感ということも、「当事者」だから問題をよく分かっていると考えるのも全くの誤りであると強く感じている。

ただ、その一方で学校や役所が関わる場面以外では、西下味野でも旧赤池でも同じ「下味野」の住民という妙な一体感があつたのも事実である(離れたところにある篠田と、刑務所職員の和光団地は別)。部落と部落外の壁はなくすべきというのは住民の共通の認識であり、日常生活で部落の話は持ち出さないという暗黙の了解があつた。特に子供にとっては誰と遊ぶかはどの集落に属するかではなく、物理的な距離が重要であり、少なくとも債務者は部落・部落外という別け隔てを感じたことはなかった。例えば、小学校では登校班は自治会ごとに別々だったが、中学校では西下味野と下味野4区は距離的に近い子供がそれぞれ集まって登校していた。大人であっても特に戦後生まれ以降の世代では感覚は大差なかったはずで、それゆえに西下味野の住民が旧赤池の隣保館職員や解放同盟員に口利きしてもらって同和事業を受けるということがあつたのだと考えられる。

乙94号証69頁にある通り、下味野は差別される村であると美和小学校で教えられていた。ただ、なぜか西下味野の位置づけについては曖昧にされていた。

これは学校では全く教えられなかったことだが、少なくとも明治後期以降は「下味野村」の住民が旧赤池を差別していたということはない(あまり地元では大っぴらに言えないことだが、近代になってから部落出身の教師を学校から追い出すなどの部落差別をしていたのは「上味野」である)。むしろ、下味野本村の篤志家が明治期に私費を投じて差別解消を呼びかけて、村をあげて旧赤池の部落改善事業をしていたのが歴史的事実である。

しかし、戦後に解放同盟中央執行委員、鳥取市議会議員であつた故・前田俊政(なお、彼は件の西下味野の篤志家の小作人だったので、西下味野の住民とは

「なあなあの関係」であった。彼の口利きでよい思いをした西下味野の住民もいると聞く)が京都のオールロマンス事件で行政闘争の手法を学び、それを鳥取に持ち込んでからややこしくなった。

はっきり言えば、戦後間もないころまでの下味野の旧赤池は部落というより「スラム」に近く、戦後は部落差別については半ば忘れられかけていたものであった。それゆえ、同和地区指定せずに鳥取大火を契機に急成長した建設業を地場産業として高度成長期の波に乗ることに任せておけば、とつくに差別は解消されていたのではないかというのが債務者の結論である。

以上の通りなので、下味野について言えば、誰が部落民と見なされるかについては対外的には平等であり、公式には旧赤池の住民だけが同和地区住民ということになっていた。ゆえに、全国部落調査等によって下味野が部落だと明らかになることが差別につながるということはありません。それだけではなく、部落民だと思われているという点では全ての住民の条件は同じであり、誰が穢多の末裔かわかるわけでもないのに、行政や同和对策の対象とされた人や部落解放同盟員がことさら「自分は被差別者だ」と主張しても、単に「振り」をしているだけに過ぎないか、本気でそう考えているなら洗脳されているとしか思えないのである。

無論、これはあくまで1つの部落の例であって全ての部落に一般化することはできないが、それぞれの部落には「差別」の一言では語り尽くせない複雑な内情があると考えられる。

少なくとも、債務者の周辺では、あくまでその地域の一部が部落であるのに、全体が部落のように思われている地域が他にもいくつかあった。例えば乙97号証38頁、69頁にある円通寺、国安、馬場、倭文がそうである。乙97号証では地名に「上」「下」「東」「西」をつけて、部落とそうでないところの呼称を分けているが、具体的にどのように線引きされるのか知っているのは一部の人だけである(はっきり言

って債務者も分からない)。ちなみに、国安では学校の同和教育で部落と部落外を分け隔てするような教え方をするから、子供を安心して下国安の家に遊ばせに行けないと上国安の保護者が地元の倉田小学校の教師に猛抗議したことがあったと聞いている。

以上のとおり、同和行政や部落解放運動にからんで行われてきたことは、他人が出自を明らかにするのは許されないが、自らあきらかにするのならよいといった都合のよいものではない。

同和事業や部落解放運動が活発だった部落の地名は躊躇なく書籍などに掲載され、図書館等には当時の文献が無数に存在する。特に、昨今は情報技術の発達でそれらの文献の検索がますます容易になっており、多数の部落の地名を収集することには手間がかかるにしても、特定の地域に部落が存在するかどうか調べることは難しいことではない。

このような状況で部落の地名を隠そうと試みることは、無意味かつ有害である。事実上は隠せていない上に、なぜ隠すのかという理由説明が極めて差別的なものになってしまうからである。

4 債権者らの「丑松根性」について

丑松根性というのは、私の理解では「部落は差別されるものだ」という固定観念を持ち、自分の出自に後ろめたさを感じる卑屈な態度のことである。そのような人間が「部落外」にいれば、間違いなく差別をする側になるであろう。そのため、丑松根性は非難されるのである。

そのような意味では、債権者らは丑松根性を持っており、自分たちが差別者にならないための唯一の拠り所が、自分たちが解放同盟員で「被差別部落出身者」ということなのである。そのような出自を称することで「被差別者」という安全地帯に逃

げているだけであって、「被差別部落出身者」というレッテルがなければ、立派な差別者になっていることであろう。

今、行うべきことはこのような考え方を打破し、研究や議論をオープンにし、正しい知識を広め、「部落には安心して住むことが出来る」と当たり前のことを言えるようにすることである。

5 債権者片岡明幸の出身地について

横浜地方裁判所相模原支部が、片岡明幸の出身地の部落が具体的にどこのことか双方が述べていないにも関わらず、勝手に全国部落調査に掲載されていると述べたために、奇しくもそれが兵庫県たつの市新宮町仙正であることが判明したので、債務者は文献を調査して現地を訪れた。

仙正には新宮町食肉センター、碓井食肉センターがある。

債権者片岡明幸(甲3号証で陳述している)が言う「ホルモンの行商」は、現在では債権者片岡明幸の兄が会長であり、甥(兄の息子)の片岡●●氏が代表取締役社長を務める「●●●●一株式会社」(以降「●●●●一」と言う)に発展している(乙99, 100)。●●●●一の店舗はたつの市新宮町、宍粟市山崎町、揖保郡太子町にあり、さらにインターネット販売を行っている。牛馬豚肉の他、ホルモン、ジビエ、惣菜などを販売している地域の人気店である。

同和事業で作られた改良住宅(仙正北、仙正西、仙正宮ノ西、仙正宮ノ西南、仙正南)と仙正隣保館(乙101)、仙正教育集会所(乙102)があり、一見して同和地区と分かる状況である。インターネットで利用できる「国立国会図書館サーチ」で検索すると、「兵庫県の部落—新宮町仙正部落(現地報告)」という記事の見出しが出てくる(乙103, 104)。

従って、債権者片岡明幸の出身地とされるたつの市新宮町仙正が部落かどうか

調べようと思えば、全国部落調査がなくともインターネット等で容易に分かる状況である。全国部落調査の公開と、債権者片岡明幸の出身地が部落であると判明することには因果関係がない。

●●●●一の社長によれば、「全国部落調査をネットで公開するのはだめだろ」と言いつつも、結婚差別というのは昔のことで、今はあまり気にする人はいないとのことである。食肉産業については、発展したのは戦後のことであり。●●●●一の従業員にしても兵庫県下の肉屋にしても、ほとんどの人は部落とは関係ないということである。また、仙正隣保館については部落の目印になってしまっているし、学校の先生の天下り先で税金の無駄遣いなので個人的には廃止を求めているとのことであった。そして、住民の移動もそれなりにあるので、具体的にどの範囲が部落で誰が「部落民」なのかは分かるものではないという。

ただ、●●●●一の社長が子供の頃は学校で部落の子だけが特別に勉強する「ナントカ教室」のようなものがあって、それに参加することによって、誰が部落の子か分かるような状態だったという。

6 債権者宮瀧順子の出身地について

債権者宮瀧順子は陳述書(甲6号証)で「国立市」「谷保駅」「杉本部落」と具体的に部落の場所を明かしているので、実際に現地に行ってきた。

地名で言えば国立市谷保一本松が債権者宮瀧順子のいう部落である。債権者宮瀧順子は「交通アクセスが極めて悪い」と虚偽を述べているが、一本松は近くに高速道路のインターチェンジがあり、谷保駅から15分ほど歩いていける場所にある。これで「交通アクセスが極めて悪い」と言えるのであれば、地方のほとんどは「交通アクセスが極めて悪い」ことになるし、都内でも「交通アクセスが極めて悪い」場所はいくらでもあることになる。このような虚偽を述べる債権者宮瀧順子の陳述

の内容は疑って読むべきであろう。

谷保駅の周囲は、東京都内でありながら全般に田舎だった頃の面影が残っており、部落に限らず、細い道や袋小路や古い家がある。見た目だけでどこが部落か判断することはほとんど不可能である。全国部落調査には「下組」とあるがこれは自治会名であって、小字名は一本松である。ただ「杉本姓」が極めて多いことは事実なので、正確な場所は全国部落調査よりもむしろ債権者宮瀧順子の陳述書により判明したようなものである。

ある住民から債権者宮瀧順子について聞くことができたが、端的に言えば部落解放運動に絡んで債権者宮瀧順子は度々問題行動を起こし、一本松にいられる状態ではなくなったために出ていったということである。

部落には白山神社があるが、同和事業が行われていた時代に一度つぶされて同和予算で集会所(下組公会堂)が建てられ、解放同盟の活動の度によそから来た同盟員が宿泊所として使っていたという。そのことについて住民は好ましく思っておらず、一本松は部落だと行政に対して主張するようなことをしないのが住民の総意だという。

そして、一本松には新しい家やアパートが多数あり、よそから移り住んできた住民が多いのだが、何も知らない新住民に対して、債権者宮瀧順子が、ここが部落であると主張するようなビラを配ったために、さらに住民の怒りを買ったとのことである。

債権者宮瀧順子がいなくなった後、下組公会堂は一本松公会堂と名前を変えて建て直され、同時に白山神社が再建され、現在に至っている。

債権者宮瀧順子は債務者に部落の地名を隠すことを求めるが、過去の行動はそれとは矛盾しており、住民を巻き込んで出身地が部落だと周囲に主張していたのが事実である。

以上